◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第八二号）（国土交通省）

1　大臣官房に置かれる審議官及び参事官の定数を改めることとした。（第二〇条及び第二一条関係）

2　総合政策局にバリアフリー政策課を置くこととした。（第三六条及び第四〇条関係）

3　総合政策局総務課の所掌事務を変更することとした。（第三七条関係）

4　航空局に近畿圏・中部圏空港課を置くこととした。（第一六四条及び第一七二条関係）

5　航空局航空ネットワーク企画課の所掌事務を変更することとした。（第一六六条関係）

6　北海道局総務課の所掌事務を変更することとした。（第一八三条関係）

7　北海道局に置かれる参事官の職務を変更することとした。（第一八九条関係）

8　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇再就職等監視委員会令の一部を改正する政令（政令第八三号）（内閣府本府）

1　常勤とすべき再就職等監察官のうち一人は、検察官をもって充てられるものとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇警察庁組織令の一部を改正する政令（政令第八四号）（警察庁）

1　長官官房に置かれる参事官の数を改めることとした。（第五条関係）

2　長官官房給与厚生課の所掌事務を改め、同課を長官官房教養厚生課とするとともに、長官官房人事課の所掌事務を改めることとした。（第七条、第一〇条及び第一二条関係）

3　長官官房総務課及び企画課の所掌事務を改めることとした。（第八条及び第九条関係）

4　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課及び暴力団対策課の所掌事務を改めることとした。（第二七条及び第二八条関係）

5　長官官房に置かれる審議官のうち設置期限が定められているものの当該設置期限を延長することとした。（附則第二項関係）

6　長官官房に置かれる参事官（関係のある他の職を占めるものをもつて充てられるものを除く。）のうち一人は、令和一〇年三月三一日まで置かれるものとした。（附則第三項関係）

7　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇警察法施行令の一部を改正する政令（政令第八五号）（警察庁）

1　福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を改めることとした。（附則第二九項関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第八六号）（防衛省）

1　平成二七年三月三一日にアメリカ合衆国から返還を受けたキャンプ瑞慶覧の区域に係る特定給付金の支給の限度となる期間を定めることとした。（第九条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（政令第八七号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の特例の適用期間を令和四年三月三一日まで延長することとした。

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八八号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、社会福祉法（昭和二六年法律第四五号）第一〇六条の八に規定する交付金等を追加するとともに、廃止された給付金の規定を削除することとした。（第二条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（政令第八九号）（文部科学省）

1　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三三年法律第一一六号）の一部改正における小中学校等教職員定数の標準に関する経過措置に伴い、令和三年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（農林水産省）

1　現に農業用用排水施設の利益を受けていない土地を受益地とするものとして新設等が行われた農業用用排水施設の変更を内容とする事業を国営土地改良事業として追加することとした。（第四九条第一項第一号関係）

2　ため池で老朽化したため又は周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため決壊その他の事故による災害を生ずるおそれがあるものの廃止等を内容とする国営土地改良事業を一〇年間の時限措置として追加するとともに、当該事業に対する都道府県の負担金の額に関する規定を整備することとした。（附則第二条第一項及び第四条第一項関係）

3　時限措置として認められている避難解除等区域等において行われる土地改良事業に要する費用に対する国の補助の割合の特例の適用期限を令和七年度まで延長することとした。（附則第六条第一項関係）

4　農林水産大臣が受益地の自然的社会的条件及び施設の機能、規模等を勘案して定める基準に該当する基幹的な農業用用排水施設の管理であって、農林水産大臣の委託を受けて市町村が行うものに要する費用に対する国の補助の割合を引き上げることとした。（別表第四、別表第七、別表第一〇、別表第一三及び別表第一六関係）

5　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約は、保険会社が支払う保険金額が一、二五九億円（改正前八七一億円）を超える場合に、一、二五九億円を超えて二、六六一億円（改正前一、五三七億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、二、六六一億円を超える部分については一万七、三三九分の一一万七、〇五〇を政府が支払うことを約するものとした。（第三条関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇予防接種法施行令等の一部を改正する政令（政令第九二号）（厚生労働省）

1　予防接種法及び未帰還者留守家族等援護法による葬祭料、戦傷病者特別援護法による葬祭費並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による葬祭料の額を引き上げることとした。（本則関係）

2　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（政令第九三号）（内閣府本府）

1　子育てのための施設等利用給付の支給対象等

㈠　満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号。以下「法」という。）第二七条第三項第二号の政令で定める額を零とする教育・保育給付認定保護者に、児童福祉法（昭和二二年法律第一六四号）第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者である保護者を含めることとした。（第四条関係）

㈡　法第三〇条の四第三号の規定により支給する子育てのための施設等利用給付の対象として、児童福祉法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者である保護者を追加することとした。（第一五条の三関係）